

## 告 示

### 埼玉県本庄県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年二月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年二月十八日

埼玉県本庄県土整備事務所長 飯塚 雅彦

<p>路 線 名</p>	<p>上里鬼石線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>児玉郡上里町大字七本木字本郷中三一五七番一地从先から同郡同町大字七本木字本郷中三一六〇番一地从先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和四年二月二十一日</p>
<p>備考</p>	<p>令和四年二月十八日付け埼玉県本庄県土整備事務所長告示第二号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長七九・〇〇メートル</p>